

高齢者の虐待を防ぎましょう！ 高齢者虐待防止法をご存知ですか？

「高齢者虐待防止法」の正式名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、平成18年4月1日に施行されました。

この法律で、高齢者の方が家庭内や施設で虐待を受けている状況を見つけた場合は、次のように規定されました。

- 1 生命または身体に重大な危険が生じる場合は、市町村に通報しなければならない（通報義務）
- 2 それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない（通報努力義務）

誰でも高齢者虐待の現場に遭遇する可能性があります。あなたの勇気で高齢者虐待による事故を防ぎましょう。

虐待の種類

たとえ身体が不自由であったり、認知症状があったりしても、誰もが自分の意志を持って安全に生活する権利を持っています。また、あなたは「虐待だ」と思っていなくても、本人にとっては苦痛であったり、ストレスであったりする場合もあります。高齢者虐待についてもっと意識を持ちましょう。

- 1 身体的虐待...たたく、殴る、蹴る、部屋に閉じ込める など
- 2 介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）
...（意図的か結果的かを問わず）食事を与えない、おむつを替えない など
- 3 心理的虐待...怒鳴る、ののしる、悪口を言う など
- 4 性的虐待.....懲罰的に下半身を裸にしたまま放置する など
- 5 経済的虐待...（本人の了承なしに）本人のお金を渡さない、使い込む など

高齢者虐待の特徴

- 1 虐待をしているという認識が薄い。
- 2 家庭内で起こることが多く、発見が難しい。
- 3 結果として死に至る危険性が高い。
- 4 子どもの虐待に比べてあまり大きく取り上げられない。
- 5 虐待を受けている人だけでなく、虐待をしている人にも支援が必要。

問 員弁町・大安町.....南地域包括支援センター（大安庁舎内） T 78-3520 F 78-1114
問 北勢町・藤原町.....北地域包括支援センター（社協北勢支所内） T 82-1616 F 72-3147

健康推進課情報 PART52 NOVEMBER SCHEDULE

11月の予定

11月1日～11月30日

献血

- 11月19日(水) 10:00～10:40 (株)高柳富士
12:00～13:30 (株)神戸製鋼所
14:00～16:00 いなべ総合病院
- 11月21日(金) 10:00～11:15 員弁庁舎
12:00～13:00 (株)きもと
14:30～16:00 (株)三和化学研究所

妊婦教室

- 日 時 11月19日(水) 9:50～10:00(受付)
- 場 所 大安老人福祉センター
- 持ち物 母子健康手帳
- 内 容 お産の進み方と過ごし方
1週間前までにご予約ください。

育児相談

- 日・場所 11月 4日(火) 北勢福祉センター
11日(火) 藤原文化センター
18日(火) 員弁健康センター
25日(火) 大安老人福祉センター
- 受付時間 9:30～11:00
- 持ち物 母子健康手帳
どなたでも参加できます。身体計測のみでも可。
仲間づくりの場としてもお気軽にお越しください。

1歳6か月児健康診査

- 日 時 11月13日(木) 13:15～14:15(受付)
- 場 所 員弁健康センター
- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票
- 対象者 平成19年4月17日～5月14日生と前回欠席者
対象者には個別に通知します。

2歳児歯科教室

- 日 時 11月20日(木) 9:15～9:30(受付)
- 場 所 大安老人福祉センター
- 持ち物 レジャーシート(1人用)、コップ、手鏡、母子健康手帳、普段使っている歯ブラシ、小さいバケツ
- 対象者 平成18年10・11月生と前回欠席者
染め出しをしますので、汚れてもいい服装でお越しください。
対象者には個別に通知します。

3歳児健康診査

- 日・場所 11月20日(木) 13:15～14:15(受付)
- 対象者 平成17年3月21日～4月20日生と前回欠席者
- 場 所 北勢福祉センター
- 日・場所 11月27日(木) 13:15～14:15(受付)
- 対象者 平成17年4月21日～5月9日生と前回欠席者
- 場 所 員弁健康センター
- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票・尿
- 対象者には個別に通知します。

問 大安庁舎 健康推進課 T 78-3517 F 78-1114